

令和6年10月28日（月）
厚生労働省青森労働局発表

【照会先】

青森労働局労働基準部健康安全課
課長 吉田 義人
主任安全専門官 小枝 健人
(電話) 017 - 734 - 4113

報道関係者 各位

令和6年度冬期労働災害防止運動を展開します！

令和6年12月1日～令和7年2月28日

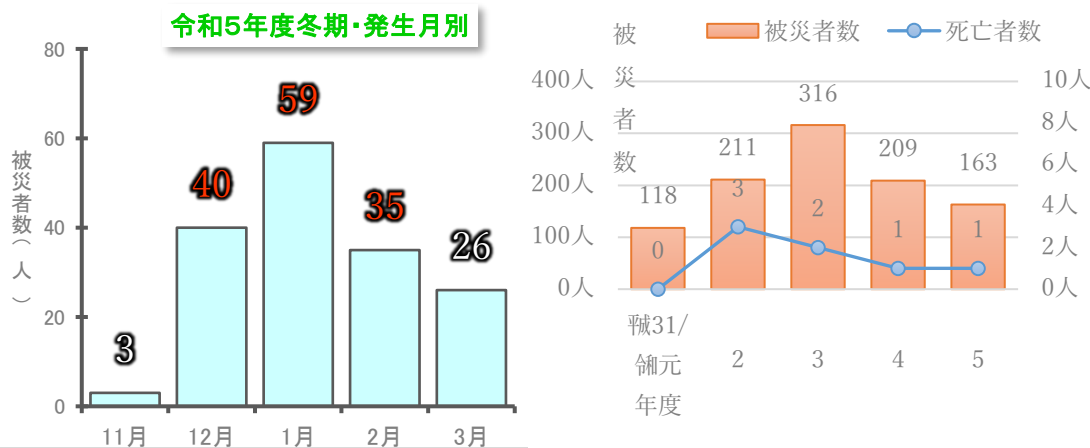
(準備期間：令和6年11月1日～11月30日)

青森労働局（局長 いじまとしゆき 井嶋俊幸）では、青森県内の各労働基準監督署（青森・弘前・八戸・五所川原・十和田・むつ）とともに、令和6年12月1日から令和7年2月28日までの間、冬期労働災害防止運動を展開します。

1 冬期労働災害防止運動の目的について

冬期（11月～3月）には、積雪・凍結・寒冷を原因とする労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発し、他の期間と比較して労働災害が増加する傾向があるため、冬期のうち特に冬期労働災害が多発する12月1日から翌年2月28日までの3か月間（以下「本期間」という。）について、冬期労働災害防止運動を展開します。

死亡及び休業4日以上の冬期労働災害の発生状況



また、令和6年11月1日から11月30日までの1か月間を冬期労働災害防止対策の実施のための準備期間と位置づけ、本期間における冬期労働災害防止対策の取組の着実な実行の準備を図ることとしています。

2 令和6年度冬期労働災害防止運動の取組について

(1) 重点事項

冬期労働災害の内、①転倒災害、②墜落転落災害及び③交通労働災害の防止を重点として取り組みます。

(2) 冬期労働災害防止に関する資料の作成・配布など

安全衛生教育等に活用できるよう次の資料等を作成・配布するとともに、事業場における冬期労

働災害防止対策の周知徹底を図ります。

また、当該資料を当局のホームページ「冬期特有の労働災害を防止しましょう！～令和6年度冬期労働災害防止運動～」に掲載し（既に掲載済みです）、広く青森県民に周知します。

- リーフレット「冬期特有の労働災害を防止しましょう！」（別添1）
- 令和6年度冬期労働災害防止運動実施要綱（別添2）
- 青森県における冬期労働災害統計（令和6年度版）（別添3）

(3) 関係行政機関等への要請

関係行政機関（国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所、青森県、各市町村など）、労働災害防止団体及び事業者団体等（一般社団法人青森県労働基準協会など）に対し、冬期労働災害防止運動の周知・広報及び冬期労働災害防止対策に関する指導援助について要請を行います。（令和6年10月24日付けの文書で175の関係行政機関等に要請済みです）

(4) 事業場に対する指導の実施

事業場に対し、あらゆる機会を捉え自主的な安全衛生管理活動と冬期労働災害防止対策の実施について啓発・指導を行います。

3 冬期労働災害の発生状況について

(1) 概要

令和5年度冬期（令和5年11月～令和6年3月）における冬期労働災害による休業4日以上の死傷者数は163人（うち死亡1人）であり、同期間に発生した労働災害による全死傷者数の26.1%を占めています。

被災者数は、降雪量に比例する傾向にあります。（下表「年度別の降雪量と被災者数」参照）

【年度別の降雪量と被災者数】

年度別	令和元年度冬期	令和2年度冬期	令和3年度冬期	令和4年度冬期	令和5年度冬期
降雪量	1, 284cm	1, 764cm	2, 207cm	2, 008cm	1, 719cm
被災者数	118人	211人	316人	209人	163人

※ 冬期は、11月から翌年3月までの期間としている。

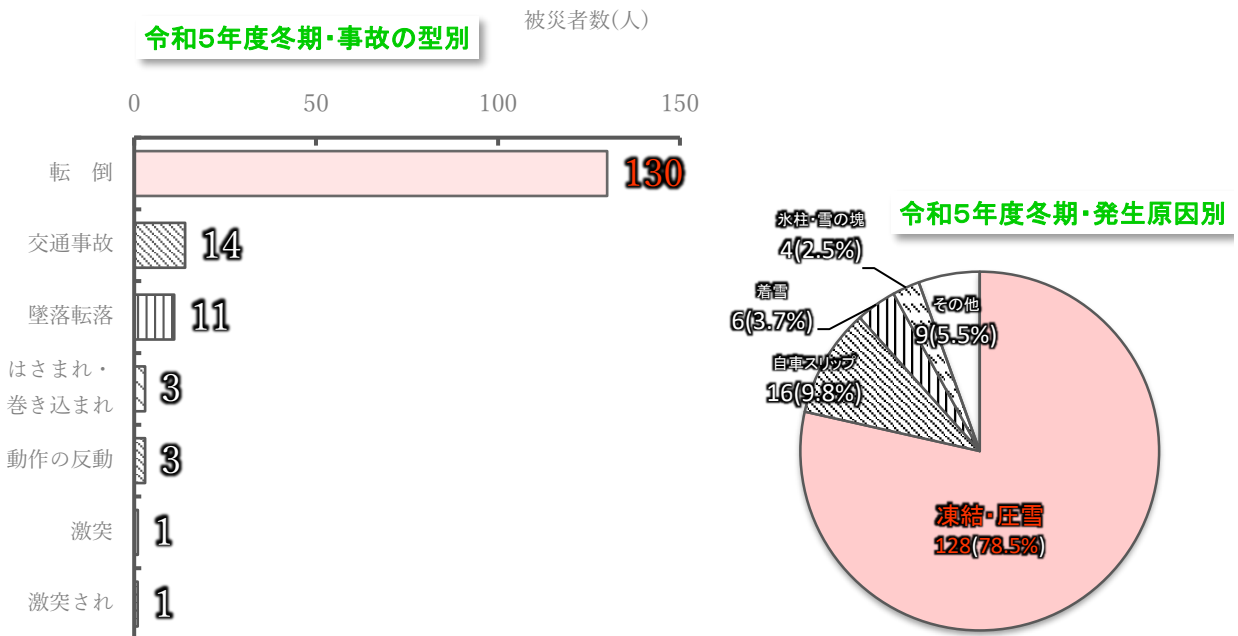
※ 降雪量の値は、11月から翌年3月までの期間における青森観測点、弘前観測点、八戸観測点、五所川原観測点、十和田観測点及びむつ観測点の値を合計したものとしている。

(2) 業種別

商業 40人（24.5%）、建設業 25人（15.3%）、保健衛生業 23人（14.1%）、運輸交通業 20人（12.3%）、製造業 18人（11.0%）の順で発生しています。

(3) 事故の型別・発生原因別

転倒が130人で最も多く全体の約8割を占めています。また、凍結・圧雪によるものが全体の約8割となっています。



冬期特有の労働災害を 防止しましょう！

冬期間において、降雪、低温及び強い季節風などの冬期特有の気象条件の影響により、積雪・凍結・寒冷による転倒災害、作業床の着氷による墜落転落災害、スリップによる交通労働災害などが多く発生しています。

特に、冬期特有の労働災害（冬期労働災害）のうち「転倒」は**全体の79.8%**（令和5年度）を占め、けがの多くは骨折など重傷となっています。



令和6年度

『冬期労働災害防止運動』展開中

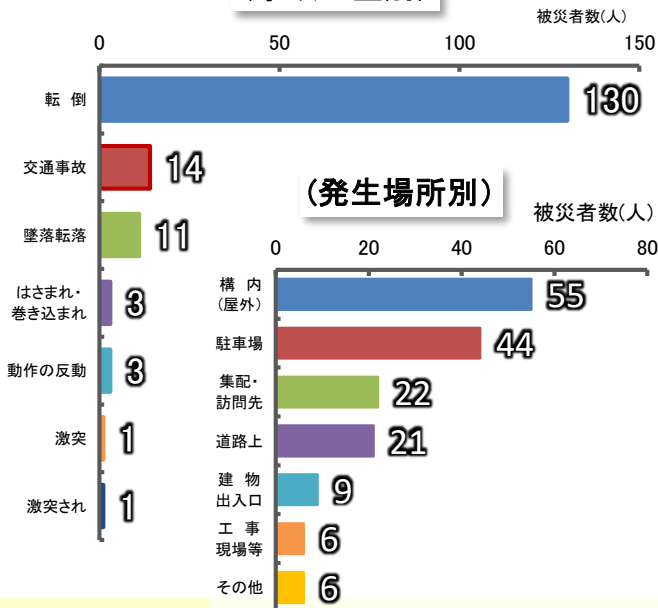
運動期間：令和6年12月1日から令和7年2月28日まで

（準備期間：令和6年11月1日から11月30日まで）

重点目標：転倒災害、墜落転落災害及び交通労働災害の防止

冬期労働災害発生状況 (令和5年度)

(事故の型別)



資料出所：労働者死傷病報告（休業4日以上）

**事業場構内（屋外）や駐車場での
転倒災害が多発しています！**

転倒災害の防止対策

教育

冬期における転倒災害の防止対策、転倒しやすい場所等を労働者に教育、周知しましょう。

除雪

使用する機械、用具を考慮した作業計画を立てるとともに、準備運動を実施し無理のない姿勢で行いましょう。

服装

防寒対策と合わせて冬道に適応した靴底の靴を着用しましょう。

歩行

積雪・凍結路面は、小さな歩幅で足の裏全体から着地するように歩きましょう。



墜落転落災害の防止対策

- 滑りにくい靴、ヘルメットなどを着用しましょう。
- 屋根などの高所で作業する場合は、事前に作業場所を確認し、墜落制止用器具の使用など墜落防止対策を講じましょう。
- 軒先からせり出している雪や氷柱の除去は、できるだけ高所での作業を避け、雪などが落下するおそれがない安全な地上で行いましょう。

交通労働災害の防止対策

- 時間に十分な余裕を持った運行計画を立てましょう。
- 控えめな速度、十分な車間距離の確保など、路面状況に合わせた安全運転を心掛けましょう。
- 急ハンドル、急ブレーキは避けましょう。
- 上記の内容について事前に労働者に教育を行いましょう。

墜落転落災害及び交通労働災害は、死亡災害や重篤な災害につながる傾向にあります！

このリーフレットのほか、冬期労働災害防止に係る資料を青森労働局ホームページに掲載しています。

青森労働局 冬期労働災害防止運動

検索

令和6年度冬期労働災害防止運動実施要綱

青森労働局

1 趣旨

当局管内は、冬期間となる11月から翌年3月にかけて降雪、低温、強い季節風等の冬期特有の気象条件の影響を受ける積雪寒冷地域である。

このような冬期特有の気象条件による積雪・凍結・寒冷に起因して発生する労働災害(以下「冬期労働災害」という。)は毎年多発しており、昨冬においては、冬期労働災害による死亡及び休業4日以上の死傷者数は163人(うち死亡1人)となったところである。

また、冬期労働災害は、降雪量が増加し、気温が一段と低下する12月から翌年2月までの3か月間に集中して発生する傾向にあり、昨冬の冬期労働災害においても死傷者数163人中134人(82.2%)がこの時期に発生しており、その内訳は、転倒災害が106人(79.1%)と大半を占めるほか、社用車で現場移動中に路面が凍結していたことによりスリップして道路脇の立ち木に衝突する死亡災害も発生している。

こうしたことを踏まえ、当局では、労働災害防止団体、事業者団体等と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、今冬の冬期労働災害の減少を目指し、転倒災害並びに死亡災害や重篤な災害につながりやすい墜落転落災害及び交通労働災害の防止を重点として「令和6年度冬期労働災害防止運動」を実施、展開する。

2 重点目標

転倒災害、墜落転落災害及び交通労働災害の防止

3 実施期間

令和6年12月1日から令和7年2月28日までの3か月間

なお、冬期労働災害防止運動の実効を上げるため、令和6年11月1日から11月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

青森労働局・各労働基準監督署

5 実施者

各事業場(労働災害防止団体、事業者団体等は事業場における活動を支援)

6 主唱者の実施事項

- (1) 本運動に関する資料等の作成・配布及び周知
- (2) 関係行政機関、労働災害防止団体、事業者団体等に対する協力要請
- (3) 労働災害防止団体、事業者団体等の実施事項に対する指導援助
- (4) 事業場の実施事項に対する指導援助

7 実施者の実施事項

冬期労働災害を防止するため、実施者は次の事項を実施する。

(1) 準備期間(11月)に事業場が実施する事項

ア 安全衛生活動の活性化

- (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の周知並びに労使による自主的な安全衛生活動の推進
- (イ) 安全衛生委員会等における冬期労働災害防止対策の事前検討
- (ウ) 転倒災害ヒヤリ・ハット事例の収集、構内危険マップの作成及び転倒災害の危険性がある箇所での作業(通行を含む。)におけるリスクアセスメントの実施
- (エ) 経営首脳、安全スタッフ等による職場の安全総点検の実施及びその結果に基づく確実な改善
- (オ) 地域の気象条件を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起、労働者に対する冬期労働災害防止対策に関する安全教育の実施
- (カ) 路面が凍結する早朝時間帯を避けた時差出勤やテレワークの導入・拡充等の柔軟な働き方がしやすい環境整備の検討

イ 転倒災害の防止のための準備事項

- (ア) 通路、作業場所及び駐車場の目印となる囲いやポール等の設置
- (イ) 屋外の階段、傾斜した箇所、例年積雪・凍結する箇所等の滑りやすい箇所の事前確認並びに融雪設備や滑り止めマット等の設置、除排雪器具及び融雪剤の準備

ウ 墜落災害の防止のための準備事項

- (ア) 屋根等の雪下ろし作業等の高所作業を行う可能性のある作業場所の状況、開口部及び安全に昇降するための設備等の有無の事前確認
- (イ) 墜落制止用器具及び墜落制止用器具を使用する際に用いる親綱、滑りにくい靴、ヘルメット、移動はしご(建物への固定器具を含む。)等の準備
- (ウ) 地上の安全な場所から雪庇や氷柱を除去できる長柄器具等の準備

エ 交通事故の防止のための準備事項

- (ア) 社有車等の業務で使用する車両のスタッドレスタイヤの装着及び車両点検
- (イ) 車両運転時は、天候や路面状況を考慮し、通常よりも早く出発する等の時間に余裕のある運行計画の策定

(2) 準備期間(11月)に労働災害防止団体、事業者団体等が実施する事項

ア 会員事業場に対する本運動の周知啓発

イ 会員事業場の経営首脳に対する自ら率先した労働災害防止活動の要請

ウ 会員事業場の実施事項に対する必要な指導援助

エ 各種講習や教育の場を活用した本運動における労働者の役割等の周知

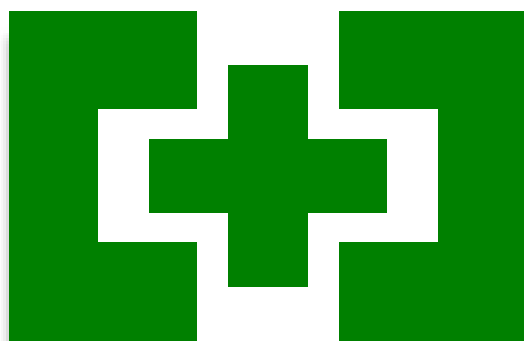
(3) 実施期間(12月～2月)に事業場が実施する事項

ア 安全衛生活動の活性化

- (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の周知並びに労使による自主的な安全衛生活動の推進
- (イ) 安全衛生委員会等における冬期労働災害防止対策の検証
- (ウ) 転倒災害ヒヤリ・ハット事例の収集、構内危険マップの作成及び転倒災害の危険性がある箇所での作業(通行を含む。)におけるリスクアセスメントの実施

- (エ) 経営首脳、安全スタッフ等による職場の安全総点検の実施及びその結果に基づく確実な改善
 - (オ) 路面が凍結する早朝時間帯を避けた時差出勤やテレワークの導入・拡充
- イ 転倒災害の防止
- (ア) 通路、作業場所及び駐車場の除排雪・融雪設備の運用等による積雪・凍結防止
 - (イ) 屋外の階段、傾斜した箇所、除雪直後の路面、積雪・凍結した箇所等の除排雪・融雪等の徹底
 - (ウ) 歩行時は、滑りにくい安定した靴の着用、小さな歩幅かつ足の裏全体で着地してゆっくり歩く「すり足歩き」の推奨
 - (エ) スマートフォン等を操作しながら歩行する「歩きスマホ」、服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行する「ポケットハンド」、両手に物を持つての歩行の禁止
 - (オ) ヒヤリ・ハット事例の収集、構内危険マップの作成及び転倒災害の危険性がある箇所での作業(通行を含む。)におけるリスクアセスメント実施結果の措置の徹底
- ウ 墜落災害の防止
- (ア) 屋根等の高所作業時には、次の事項を徹底する
 - 作業開始前に作業場所の状況及び開口部等の有無を確認
 - 一人作業の禁止
 - 墜落制止用器具を使用するための設備の設置及び墜落制止用器具の確実な使用
 - 滑りにくい靴、ヘルメット等の着用
 - 屋根からの雪の投下箇所周辺の立入禁止
 - 屋根等の雪下ろし作業終了時まで投下した雪の堆積を徹底
 - (イ) 長柄器具等を用いて地上の安全な場所からの雪庇や氷柱の除去(可能な場合)
- エ 交通事故の防止
- (ア) 車両運転時の交通事故の防止
 - 控えめな速度及び長めの車間距離確保による走行
 - 夜間・早朝時の早めの点灯
 - 急ハンドル・急ブレーキの禁止
 - 橋の上、トンネルの出入口及び日陰箇所での減速
 - 天候及び路面状況を考慮に入れた時間的に余裕のある運行計画の策定
 - 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項の実施
 - (イ) 歩行時の交通事故の防止
 - 一般道の歩行時は、歩道や路側帯を通行し、車道を通行しない
 - 道路横断時は、横断歩道のある箇所で信号を守り、一時停止、左右確認を徹底し、積み重ねられた雪山の死角等から飛び出さない
 - 夜間・早朝時は反射材等を着用
- オ その他の災害の防止
- (ア) 除排雪における機械による災害の防止

- 事前の作業場所の状況並びに障害物及び転落危険箇所の有無の確認
 - 路肩等の転落危険箇所への目印の設置又は誘導員の配置
 - 運転中の大型除排雪車両との接触防止の徹底
 - 機械に氷等が詰まるなどの不具合の際の機械の停止措置の徹底
- (イ) 内燃機関、練炭等による一酸化炭素中毒の防止
- 練炭使用の原則禁止
 - 一酸化炭素中毒の危険性・有害性及び注意事項の周知
 - 火気使用場所の十分な換気
 - 一酸化炭素中毒の危険のある場所への原則立入禁止
 - 一酸化炭素中毒の危険のある場所に立ち入らざるを得ない場合の一酸化炭素濃度・酸素濃度の測定、換気の実施、呼吸用保護具の着用等の徹底
- (ウ) 山岳部での作業における災害防止
- 遭難災害を防止するため、事前の移動経路等の決定、等間隔の目印の設置及び通路の整備、吹雪・濃霧の際の作業の中止及び屋内への避難並びに下山する場合の単独行動の回避
 - 雪崩が発生するおそれのある場所への作業小屋、宿舎等の設置の禁止
 - 現場における気象観測の記録及び最寄りの気象観測機関からの情報収集
 - 大雪又は雪崩注意報・警報が出された場合の作業中止及び安全な場所への退避
 - スコップ、ゾンデ棒及び雪崩ビーコン(救助・捜索用の器具)の携行
 - 積雪・強風による作業小屋、休憩所等の倒壊・崩壊を防止するための雪下ろしの徹底及び柱、屋根等の補強
- (エ) 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- 地山掘削作業を行う場合の土止め支保工の設置
 - 地肌が露出している箇所の点検、地山から離れた箇所の通行、見張員の配置等
 - 作業箇所の周辺・上流の積雪等の状態の調査及び除排雪の必要性の検討並びに作業中止等の適切な措置の実施による融雪・鉄砲水による災害の防止
- (オ) 作業時の保温及び作業開始前の体操の実施
- 作業場内の気温の適正化
 - 防寒衣等の着用
 - 筋肉硬化による動作の鈍化、腰痛等の予防のための作業開始前の体操の実施
- (4) 実施期間(12月～2月)に労働災害防止団体、事業者団体等が実施する事項
- ア 会員事業場に対する本運動の周知啓発
- イ 会員事業場の経営首脳に対する自ら率先した労働災害防止活動の要請
- ウ 会員事業場の実施事項に対する必要な指導援助
- エ 会員事業場相互による安全パトロール、安全講習会等の実施
- オ 各種講習や教育の場を活用した本運動における労働者の役割等の周知



青森県における

冬期労働災害統計

(令和6年度版)



青森労働局



本統計を利用する際の留意事項

- 1 本統計は、11月1日から3月31日までに発生した死亡及び休業4日以上¹の労働災害（8月31日までに労働者死傷病報告の提出があったもの）のうち、労働者死傷病報告を判読して、冬期特有の気象条件の影響を受けた労働災害であることが明らかなもののみ集計した。

- 2 本統計で使用している次の(1)~(3)の語句の意味は、次のとおりである。
 - (1) 「冬期」とは …………… 11月1日～3月31日の期間をいう

 - (2) 「冬期労働災害」とは …………… 降雪、低温、強い季節風等の冬期特有の気象条件による積雪・凍結・寒冷に起因して発生する労働災害をいう

 - (3) 「被災者数」とは …………… 死亡及び休業4日以上¹の労働災害の被災者数をいう

- 3 県内労働基準監督署の管轄区域は、下記のとおりである。
 - (1) 青森労働基準監督署 …………… 青森市（弘前労働基準監督署管轄区域を除く）、東津軽郡

 - (2) 弘前労働基準監督署 …………… 弘前市、黒石市、平川市、青森市のうち浪岡、中津軽郡、南津軽郡

 - (3) 八戸労働基準監督署 …………… 八戸市、三戸郡

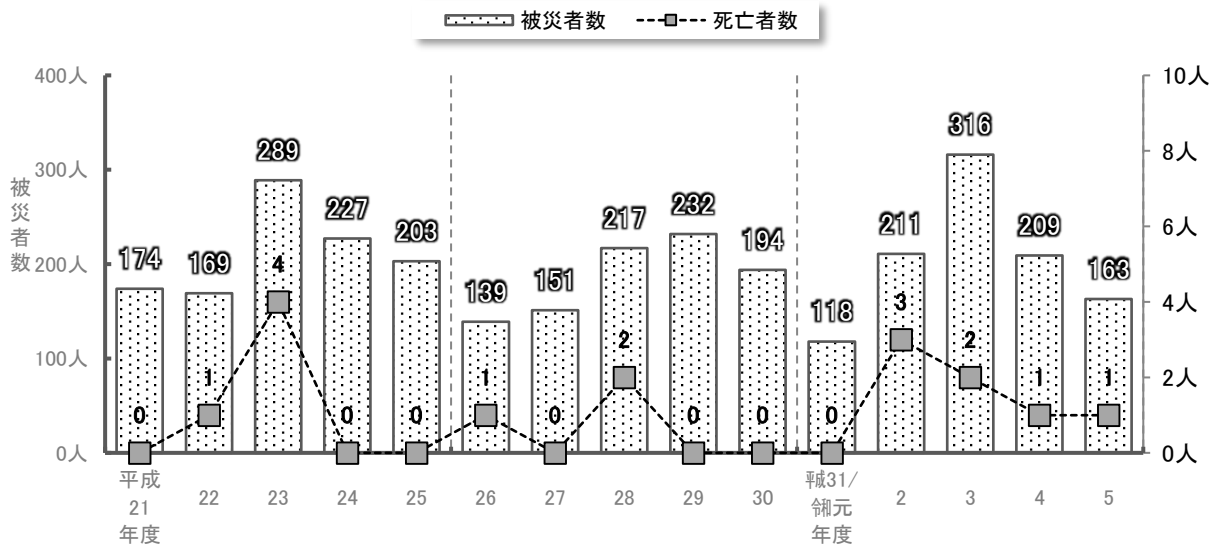
 - (4) 五所川原労働基準監督署 …………… 五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡

 - (5) 十和田労働基準監督署 …………… 十和田市、三沢市、上北郡（むつ労働基準監督署管轄区域を除く）

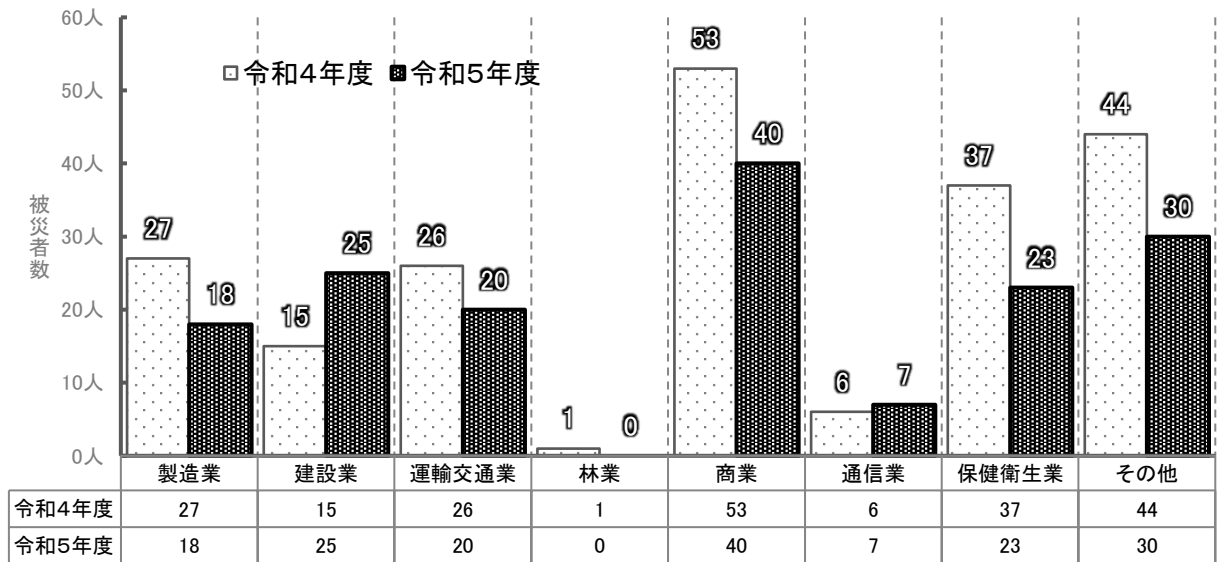
 - (6) むつ労働基準監督署 …………… むつ市、下北郡、上北郡のうち横浜町・六ヶ所村

1 冬期労働災害の発生状況

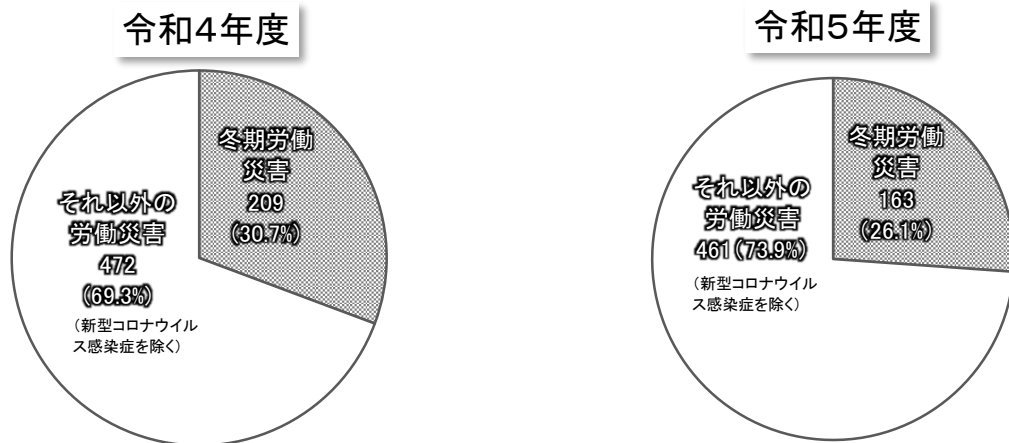
(1) 冬期労働災害の発生状況の推移



(2) 冬期労働災害の業種別発生状況

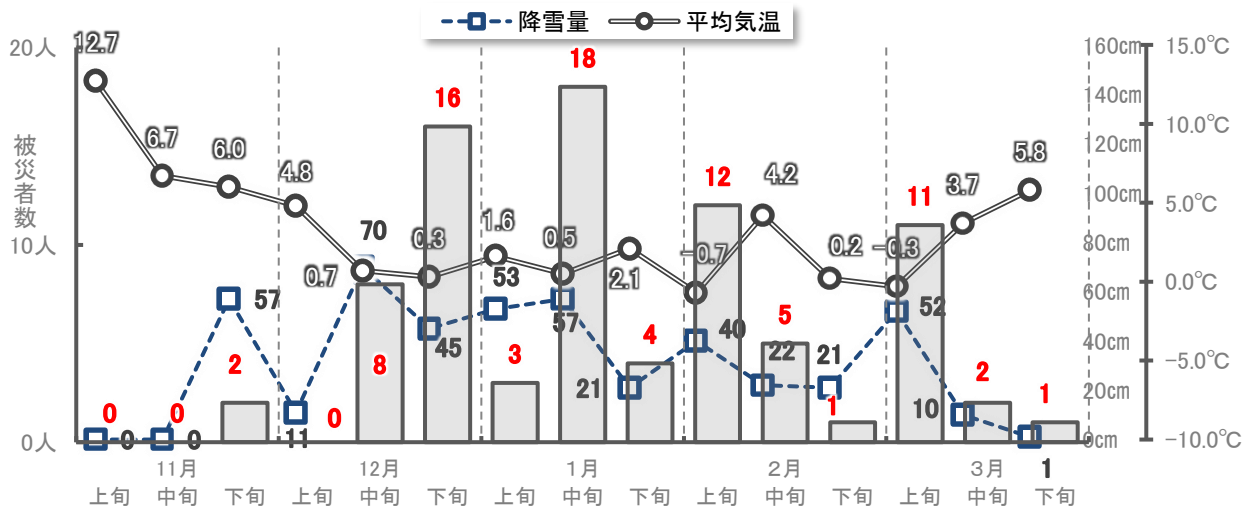


(3) 全労働災害に占める冬期労働災害の発生割合(11/1~3/31発生分)



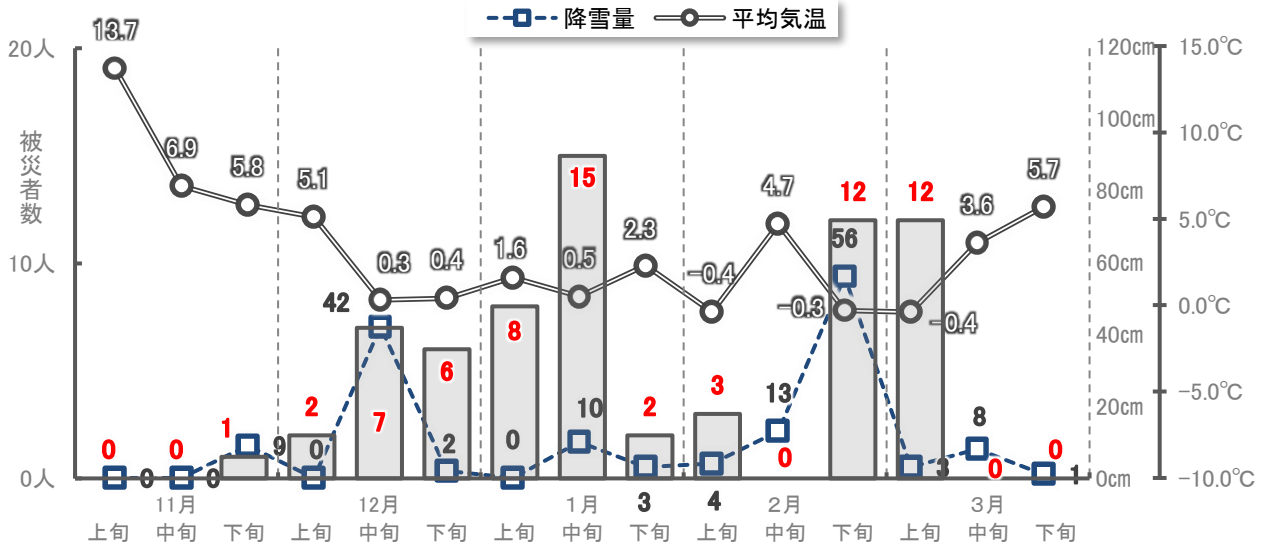
2 地域別・時期別冬期労働災害発生状況と気象状況(令和5年度)

(1) 津軽地方〔青森市、弘前市、五所川原市、黒石市、つがる市、平川市、東西南北中津軽郡〕



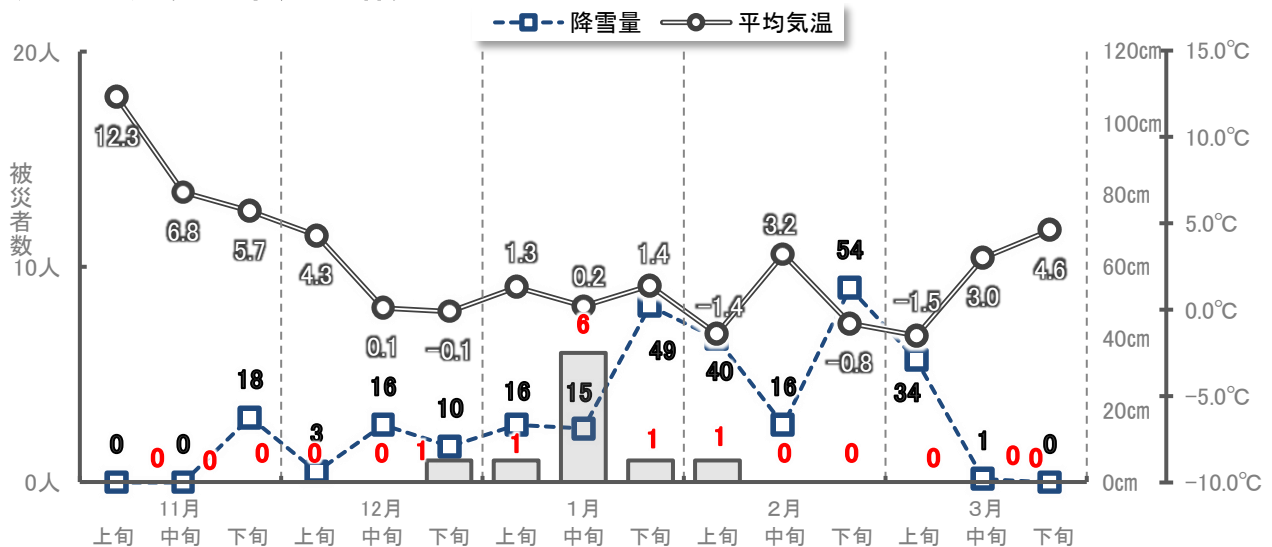
※、【平均気温】、【降雪量】の値は青森観測点のもの

(2) 三八上北地方〔八戸市、十和田市、三沢市、上北郡、三戸郡〕



※、【平均気温】、【降雪量】の値は八戸観測点のもの

(3) 下北地方〔むつ市、下北郡〕

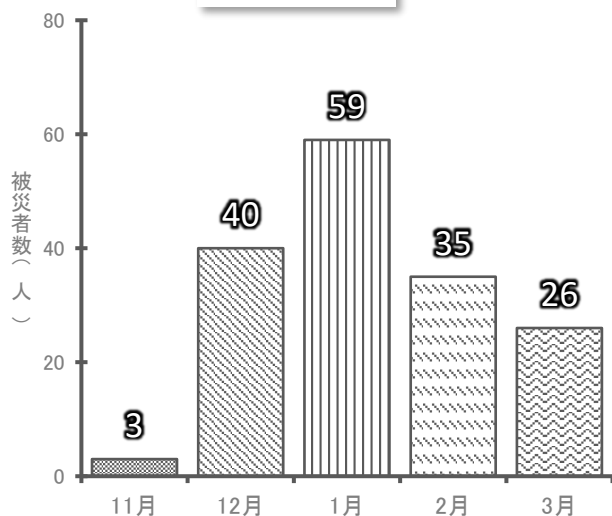


※、【平均気温】、【降雪量】の値はむつ観測点のもの

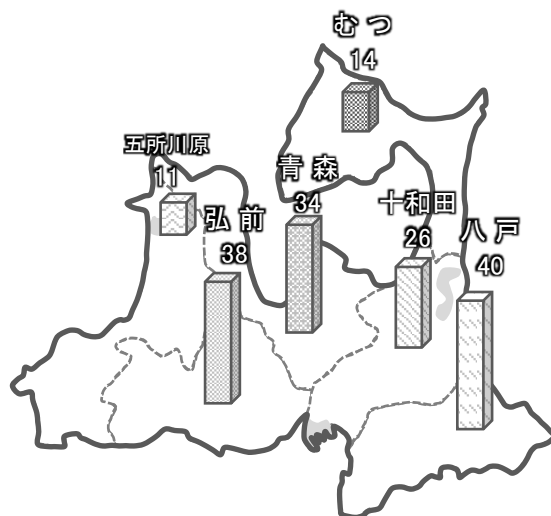
出典1、労働者死傷病報告(様式23号)
出典2、気象庁HP「過去の気象データ(降雪量、平均気温)」

3 各種項目別 冬期労働災害発生状況(令和5年度)

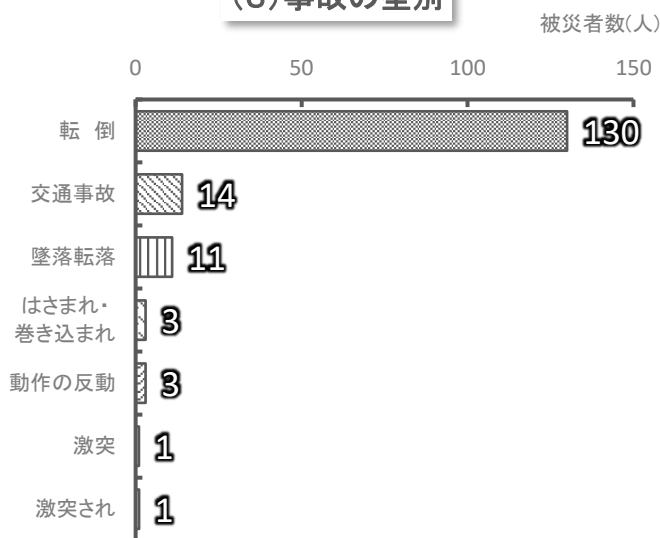
(1) 発生月別



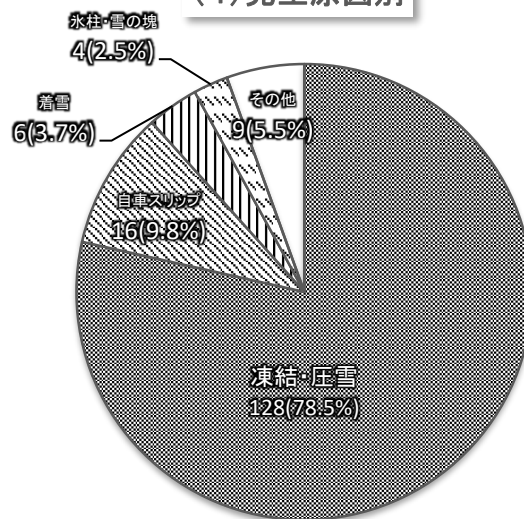
(2) 発生管轄別



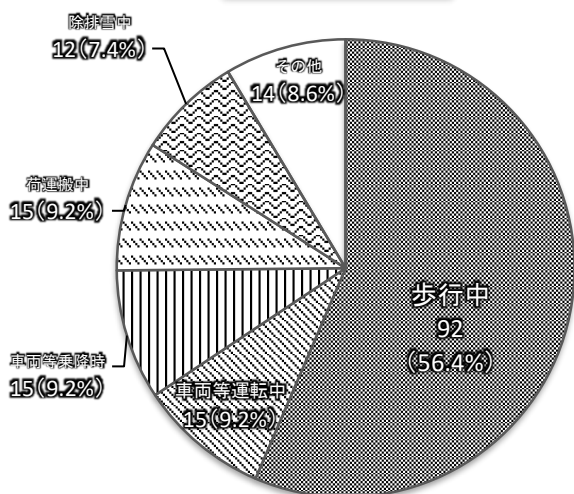
(3) 事故の型別



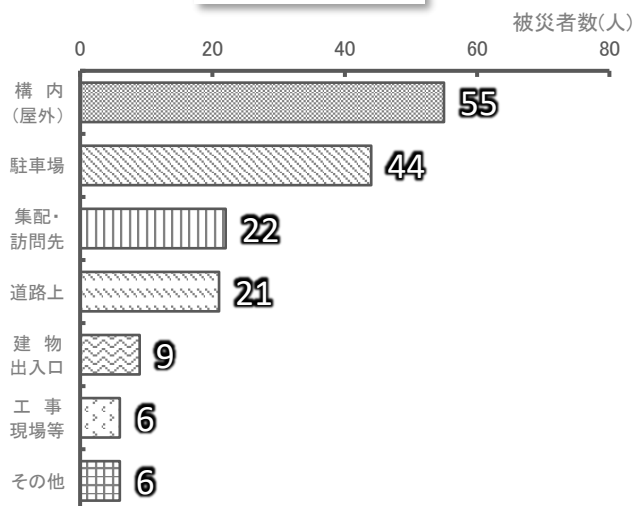
(4) 発生原因別



(5) 発生状況別



(6) 発生場所別



4 死亡に係る冬期労働災害の概要

(平成26年度～令和5年度)

番号	発生日時	業種	災害発生状況	事故の型	起因物
1	平成26年 12月 6時台	建設業 〔機械器具 設置工事業〕	軽自動車で、八戸市の建設工事現場に向かう途中、凍結した路面でスリップして対向車線にはみ出し、対向して走行してきたトラックと衝突した。	交通事故	乗用車、 バス、 バイク
2	平成28年 12月 7時台	製造業 〔その他の 製造業〕	出勤のため、事業場構内を歩行中、凍結した路面で転倒した。	転倒	その他の 環境等
3	平成28年 12月 8時台	商業 〔その他の 卸売業〕	青果場の敷地内に駐車していた乗用車の後方で、頭部から出血し倒れている被災者が発見された。	転倒	その他の 環境等
4	令和2年 12月 5時台	商業 〔新聞販売業〕	新聞配達のため県道を歩行していたところ、後方から走行してきた乗用車にはねられた。	交通事故	乗用車、 バス、 バイク
5	令和3年 1月 23時台	建設業 〔土木工事業〕	除雪作業中、後進してきたトラクター・ショベルに轢かれた。	激突され	整地・運搬 ・積込み用 機械
6	令和3年 2月 10時台	建設業 〔その他の 建設業〕	建屋の雪下ろし除雪作業中、屋根に積もっていた雪が滑り落ち、その雪とともに屋根から滑落した。	墜落、転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌
7	令和4年 2月 18時台	建設業 〔土木工事業〕	現場作業終了後、社有車に4名が同乗して帰宅中、道路上の積雪にハンドルを取られてスリップし、道路脇の防雪柵に衝突した。 その際、後部座席に乗車していた労働者が車外に投げ出された。	交通事故	乗用車、 バス、 バイク
8	令和4年 2月 14時台	建設業 〔土木工事業〕	除雪作業中、前進してきたトラクター・ショベルに轢かれた。	激突され	整地・運搬 ・積込み用 機械
9	令和5年 2月 11時台	保健衛生業 〔社会福祉施設〕	事業場の出入口付近の除雪を行っていたところ、隣接する建物の屋根から雪が落下し、被災者に激突した。	飛来、落下	その他の 環境等
10	令和6年 1月 7時台	建設業 〔土木工事業〕	社用車で現場に移動中、路面が凍結していたことによりスリップして道路脇の立ち木に衝突し、助手席の同乗者が死亡した。	交通事故	乗用車、 バス、 バイク